

く り は ら し わ か や な ぎ ち く
栗原市若柳地区活性化計画

み や ぎ け ん く り は ら し
宮城県栗原市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	栗原市若柳地区活性化計画		
都道府県名	宮城県	市町村名	栗原市
地区名(1)	若柳地区(わかやなぎちく)	計画期間(2)	平成20年度～平成24年度

目 標 : (3)

地域資源活用総合交流施設(農林水産物直売・食材提供施設)と農林水産物処理加工施設を整備し、当地区で生産された農産物や地元産の大豆を使った加工・販売を行うことで、農業所得の向上を図るとともに、これまで行ってきた豆腐づくり体験や味噌づくり体験、ウインナーソーセージづくり体験等のグリーンツーリズム事業も当該施設で一体的に行うことで、単なる農産物の提供販売を行う施設として利用するだけでなく、地域の魅力及び農業の魅力などの情報を都市住民等に発信する拠点としての多面的な機能を有する施設として活用する。このことによって、生産者の生産意欲の向上と地域農業の活性化に寄与し、交流人口の増加という相乗効果も期待される。具体的な交流人口の目標として、平成20年(45,259人)から平成24年(59,748人)の13.2%の増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区が属する栗原市は、宮城県北西部に位置し、秋田県湯沢市、岩手県一関市の県境に隣接する、総面積は806.38km²で県内一の面積を誇っている。市の北西部には栗駒山を主峰奥羽山脈を縦走し、その支脈は南東に張り出し丘陵地帯を形成し、伊豆沼、内沼に至っている。栗原市の農業は丘陵地帯の間を迫川、二迫川、三迫川が流れ、これらの河川流域や沼の周辺に広がる耕土は主要な穀倉地帯となっており、その立地条件を活かして水稲・大豆を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、米価の下落等により農業所得の減少が続く中で、農業経営の安定化を図るため、農業者の創意工夫により施設園芸や酪農・肉用牛を中心とした畜産部門の導入による複合経営が展開されている。

当地区は栗原市の東部に位置し、岩手県一関市、登米市に隣接する、大区画は場整備事業が現在実施されている農山村地域である。人口は、13,834人で、世帯数4,276戸のうち農家世帯が1,339戸で全体の31.3%を占め、1,057人が農業に従事している。水稲、転作作物として栗原市全体の約44%を占める大豆の生産を行う土地利用型農業を中心に展開しており、水田経営所得安定対策への加入シェアも80%近くに達している。また、農家民宿、農家レストラン等も存在し、若柳地区グリーンツーリズム研究会が中心となってグリーンツーリズム事業にも積極的に取り組んでいおり、栗原市内の中でも農業に対する取り組みに対しては、先進的な取り組みをしている地区である。

現状と課題

当地区は水稲を基幹産業としている農山村地域であるが、近年の生産調整の強化による水稲作付面積の減少や、米価の下落、生産資材等の高騰が起因して農業生産額の減少が年々進んでいる。また、農家の農外所得依存度の高まりから兼業化が進むとともに、平成12年から平成17年の地区の農家総数は約11%減少している。そうした中で、平成19年度にスタートした品目横断的経営安定対策(現、水田経営所得安定対策)を契機に、担い手に対する施策が重点化されたことにより、当地区においては20(市全体:47)の集落営農組織が設立され、法人化を目指し、効率的な農業経営を行いながら、収益性のある新部門の導入を模索している段階である。

当地域は転作作物として、大豆の振興に努めてきた。作付面積の増加とともに、小畦たて播種等の技術を取り入れながら、終了等の確保に努めているが、大豆を販売するだけでは収益性にかけられるため、豆腐や味噌加工といった形で付加価値を付けた販売を行うことで農業所得の向上を図っていくことが課題とされている。また、当地域には農産物直売所、加工施設等の施設がなく、消費者と生産者の交流拠点ともなる販売拠点がなく、JA出荷が頼りとなっている。

このようなことから、地区の農業を活性化させるためには、消費者と生産者の交流促進を目的として、農林水産物直売・食材提供供給施設、農林水産物処理加工施設の整備を行うとともに、豆腐づくり体験等各種イベントを通じて、グリーンツーリズム事業の推進を図りながら、生産者の農産物の生産意欲向上による農業従事者の流出に歯止めをかけながら、魅力ある元気のある農業を目指すことが喫緊の課題となっている。

今後の展開方向等(4)

当地区には東北自動車道が南北を縦断し、若柳、金成ICも位置する。また、主要幹線道路である国道398号線が東西に走っており、恵まれた交通条件と立地条件を活用し、新たに農林水産物直売・食材提供供給施設及び農林水産物処理加工施設を整備し、地元産の大豆を使った豆腐づくり体験や味噌づくり体験、ウインナーソーセージづくり体験等のグリーンツーリズム事業を当該施設を利用し一体的に行い、単なる農産物の提供販売を行う施設として利用するだけでなく、地域の魅力及び農業の魅力などの情報を都市住民等に発信する拠点としての多面的な機能を有する施設を目指す。このことによって、近隣の施設との差別化を図り、都市住民の交流人口の増加、また、直販活動を行うことによる地場産品の消費拡大、地元産大豆等を味噌加工等販売することによって、付加価値を付けた販売戦略が可能となり、一次産品の生産だけでなく加工や販売まで含めた六次産業へ結びつき、栗原市の総合計画との整合性も図られ、地域農産物の販売額の増加という相乗効果も期待できる。

本事業の実施箇所は、本地区の中心部に位置し、JA、市役所等の関係機関も近隣にあることから、農業者及び利用者等の利便性にも考慮されている。また、20の集落営農組織又は認定農業者の育成・確保に関係機関一丸となって推進し、上記事業を展開していく上で、連携を図りながら取り組んでいくことで、集落営農組織の経営基盤の強化も図られる。

これらの事業を総合的・複合的に推進し、本地区の魅力や都市住民等に向けて発信することにより、地域住民や生産者と都市住民が交流を深めることができ、生産者の農産物の生産意欲を向上させ、地域農業の活性化を目指すものである。

【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
栗原市	若柳地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	栗原市	有	ハ	区域外で実施
栗原市	若柳地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	栗原市	有	ハ	区域外で実施

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

該当なし

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

栗原地区(宮城県栗原市)	区域面積 (2)	4,994ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は4,994haで、農用地面積は2,852haで約57.1%を占めている。また当該区域の就業人口のうち約16.0%(H17国勢調査)が農業従事者で占めており、農業中心の地区である。近年、農業後継者の不足等により、農業就業人口が減少しているが、当地域の基幹産業が農業であることから、認定農業者、集落営農組織等の育成・確保に努るとともに、土地利用計画と農業振興地域整備計画等との整合を図りながら、優良農地の保全を図っていく。		
法第3条第2号関係: 当地区における人口の減少率は(H17年 14,355人 H20 13,698人で4.8%減)及び高齢化(65歳以上 H17年 30.4% H20年 31.0%で0.6%増)が急速に進んでおり、農業従事者においても例外ではなく、農山村活性化のためには地域間交流を進めることは必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 旧若柳地区の中で、都市計画の用途地域(255ha)があるが、その区域は除外しており、市街地を形成していない区域である。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」、「使用貸借」、「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

事業実施主体でもあり、本計画策定主体である栗原市が、入り込み者数の調査を行うとともに、管理運営主体である栗原市若柳地区農産物直売所管理運営協議会(仮称)から交流人口及び農産物等販売額の報告を受けて、実績の把握に努めるとともに、必要に応じて入り込み者に対しアンケート調査を実施し、平成24年度において交流人口13.2%増(59,748人)の目標達成状況を検証し評価する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。